

運営費交付金収益化基準の 改訂案の概要（各論）

2014年9月30日（火）
共同ワーキングチーム第2回会合
資料

1.「業務」の単位と「事業等のまとめり」の関係

・運営費交付金と対応関係を明らかにする「業務」の単位と、独立行政法人の目標の策定に関する指針における「事業等のまとめり」の関係(基準案第81第2項)

【運営費交付金と対応関係を明らかにする「業務」の単位】

- 運営費交付金と対応関係を明らかにする「業務」の単位は、法人が業務の達成度(進行状況)や、費用の見積りと実績の「管理」を行う最小単位で設定する。
例えば、金融業務を行う法人においては、審査、回収といった事務の観点あるいは融資の種別の観点から、人材育成業務を行う法人においては、研修、他機関との連携などの事務の観点あるいは、育成プログラムの種類の観点から「事業等のまとめり」を細分化して設定する。また、研究開発法人においては、最小のプロジェクト単位(研究A1, 研究A2など)で設定される。
- また、法人の管理の手法によっては複数の事務、プロジェクトから構成されるグループ単位(研究員単位、事業単位)で設定されることもある。
- 「業務」の管理を通じたPDCAサイクルが機能するよう、「業務」は事業等のまとめり(セグメント)よりも細かい単位で設定するのが原則である。

【独立行政法人の目標の策定に関する指針における「事業等のまとめり」について】

- 一方、独立行政法人の目標の策定に関する指針における「事業等のまとめり(セグメント)」は、「法人の内部管理の観点や財務会計との整合性を確保した上で、少なくとも、目標及び評価において一貫した管理責任を徹底しうる単位」として設定されたものであり、財務諸表におけるセグメントと同一である。
- 具体的には、個別法に規定する業務の単位、主要な事業ごとの単位、事業部単位、目標に対応したプログラム単位等である。

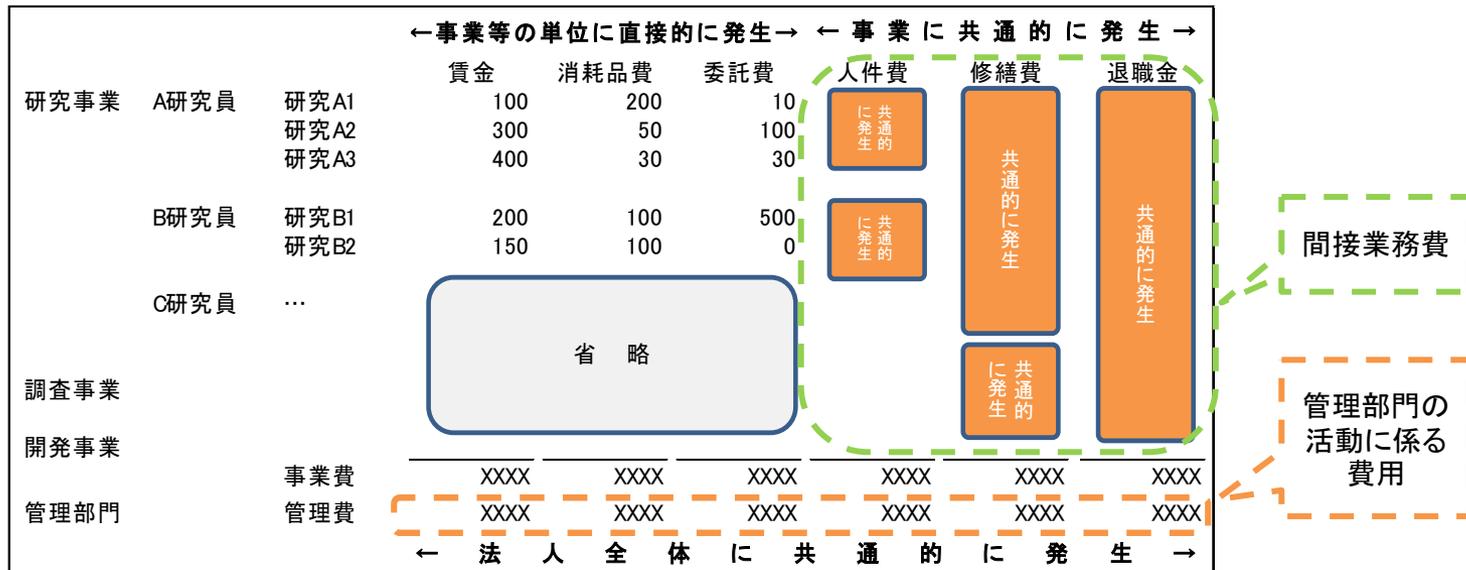
【「業務」の単位と「事業等のまとめり」の関係について】

- 一般的に、「事業等のまとめり(セグメント)」は個々の「業務」を集積したものであり、「業務」より「事業等のまとめり(セグメント)」の方が大きいのが通常であるが、法人によっては、「事業等のまとめり(セグメント)」の中で単一の「業務」のみを行っている場合など、両者が同一である場合もあり得る。

2. 共通費用の取扱い

「業務」に共通的に発生する費用の取扱い(QA案81-●,●)

- ▶ 研究員に係る人件費や研究棟の修繕費などの各業務に共通的に発生する費用(間接業務費)が、各業務の交付金配分額に含まれている場合には、これらの実際発生額も各業務の費用発生額として整理し、賃金や消耗品費といった直接業務費と合わせて収益化が行われる。
- ▶ 間接業務費が各業務の交付金配分額に含まれていない場合には、費目ごとあるいは部門(部、課、グループ等)ごとなどの管理単位を設定し、それぞれの管理単位ごとに業務達成基準に基づいて収益化を行う。「業務」の管理を通じたPDCAサイクルが機能するよう、事業等のまとめ(セグメント)よりも細かい管理単位を設定する必要がある。たとえば、間接業務費のうち人件費については、法人全体の定員が定められているが、法人全体を管理単位として設定するのではなく、部門別(部、課、グループ等別)などの事業等のまとめ(セグメント)よりも細かい管理単位を設定する必要がある。



3-1. 運営費交付金配分額の変更

・運営費交付金配分額の変更について(QA案81-●)

- 法人が年度当初に決定した交付金配分額を変更する場合、第3四半期末までに行うこととし、第3四半期以後の変更は原則として認めない。(運営費交付金配分額の変更)

【年度当初に決定した交付金配分額の変更を認める理由】

- ・ 年度当初に法人が決定した交付金配分額からの変更を認めない場合、年度途中に発生した業務に対応できないなど、法人の業務運営の柔軟性が損なわれるおそれがある。独立行政法人には業務効率化だけでなく政策効果の最大化も求められているため、必要に応じて交付金配分額を見直すことを認める必要がある。

【第3四半期以後の交付金配分額の変更を認めない理由】

- ・ 期末日直前まで収益化額の基準となる交付金配分額の変更を認めると、業務達成基準を原則化する目的が達成されないため、交付金配分額の見直しは一定時点で区切りを設ける必要がある。
- ・ 独立行政法人が適切かつ計画的に業務を行うためには、概ね第3四半期末までには業務に必要な額の見直しはなされるべきである。

3-2. 運営費交付金配分額の変更(予算組替えが生じる場合の業務達成基準の適用)

事例

法人Bの〇〇事業セグメントでは、a業務、b業務、c業務という3件の案件が並行して実施されている。b業務、c業務に業務内容の大幅な見直しがあったため、12月に一度配分額の見直しが行われている。その後費用が節減されたc業務配分額の一部をb業務に組替えることとなった。なお、投入費用を業務の達成度(進捗状況)とみなして収益化を行う場合を想定。

表1 法人Bの各業務の配分額の推移

	〇〇事業セグメント			
	a業務	b業務	c業務	合計
当初配分額	1,000,000	1,500,000	3,000,000	5,500,000
12月時点配分額	1,000,000	3,000,000	1,500,000	5,500,000
3月時点配分額	1,000,000	3,500,000	1,000,000	5,500,000

表2 法人Bの各業務の予算執行額

	〇〇事業セグメント			
	a業務	b業務	c業務	合計
業務のステータス	完了	未了	完了	—
執行額(支出済み)	1,000,000	2,500,000	1,000,000	4,500,000
未執行額(支出未了)	0	1,000,000	0	1,000,000

3-3. 運営費交付金配分額の変更(収益化額に用いる運営費交付金配分額)

当初配分額を収益化する場合

	a業務(完了)	b業務(未了)	c業務(完了)	合計
収益化すべき交付金配分額	1,000,000	1,500,000	3,000,000	5,500,000
うち繰越額	0	0	0	0
損益計算書				
運営費交付金収益	1,000,000	1,500,000	3,000,000	5,500,000
業務費用	1,000,000	2,500,000	1,000,000	4,500,000
経常利益	0	△1,000,000	2,000,000	1,000,000

積立金になる。

12月時点配分額を収益化する場合

業務に大幅な見直しがあった場合、当初配分額の収益化によって計算された利益は業務実施の実態を適切に表さない可能性がある。

	a業務(完了)	b業務(未了)	c業務(完了)	合計
収益化すべき交付金配分額	1,000,000	3,000,000	1,500,000	5,500,000
うち繰越額	0	500,000	0	500,000
損益計算書				
運営費交付金収益	1,000,000	2,500,000	1,500,000	5,000,000
業務費用	1,000,000	2,500,000	1,000,000	4,500,000
経常利益	0	0	500,000	500,000

翌期に交付金が繰り越される。

積立金になる。

期末日直近配分額を収益化する場合

翌期に交付金が繰り越される。

	a業務(完了)	b業務(未了)	c業務(完了)	合計
収益化すべき交付金配分額	1,000,000	3,500,000	1,000,000	5,500,000
うち繰越額	0	1,000,000	0	1,000,000
損益計算書				
運営費交付金収益	1,000,000	2,500,000	1,000,000	4,500,000
業務費用	1,000,000	2,500,000	1,000,000	4,500,000
経常利益	0	0	0	0

費用の発生見込みに応じて配分額が見直される場合、期末日直近配分額を用いて収益化を行うと、経常利益は0になることが想定される。